

平成25年度9月追加補正予算

主 要 事 業

福 井 県

目 次

| | | |
|----------------------|----|---|
| (1) 土木・農林施設等の早期の災害復旧 | …… | 1 |
| (2) 新たな災害の発生を防止する対策 | …… | 3 |
| (3) 産業や生活の再建のための支援 | …… | 4 |

～ 事業内容の見方について ～

事業名称の先頭に「**新**」とあるのは、25年度9月追加補正予算の新規事業です。

台風18号による大雨への対応

台風18号による大雨被害に対し、一日も早い被災箇所の災害復旧や今後の大雨等による再度の災害発生を防止する対策を行うとともに、産業や生活の再建を支援します。

予算額
(単位：千円)

(1) 土木・農林施設等の早期災害復旧

82億円

① 土木部

災害復旧事業

道路や河川など被災した施設の復旧工事を行います。

4,785,494

| | | 所要額 | 主な箇所 |
|--------|-------|-----------|---|
| 公 共 | 道路災害 | 1,912,900 | 常神三方線 法面崩壊(若狭町遊子) 国道162号 路肩崩壊(小浜市深谷)等 45箇所 |
| | 河川災害 | 1,458,100 | 野木川 堤防決壊(若狭町下野木) 耳川 護岸崩壊(美浜町安江)等 111箇所 |
| | 砂防等災害 | 1,137,559 | 海士坂川 砂防堰堤埋没(若狭町海士坂) いかぼち 五十八川 河道埋塞(若狭町海山)等 82箇所 |
| | 港湾災害 | 108,875 | 敦賀港 土砂堆積(敦賀市川崎松栄地区) |
| | 公園災害 | 13,150 | 若狭総合公園 園路崩壊(小浜市北塩屋) 2箇所 |
| 国直轄負担金 | | 126,666 | 国道8号 法面崩壊(敦賀市杉津) 北川 堤防欠損(小浜市高塚)等 6箇所 |
| 県 単 | 道路災害 | 1,900 | 甲楽城勝蓮花線 路肩崩壊(南越前町甲楽城) 湯谷王子保停車場線 路肩崩壊(越前市春日野町) |
| | 河川災害 | 10,400 | 木ノ芽川 護岸崩壊(敦賀市檜曲) 鳥羽川 護岸崩壊(若狭町無悪)等 11箇所 |
| | 砂防等災害 | 14,940 | 染ヶ谷川 護岸崩壊(おおい町名田庄染ヶ谷) 奥谷川 護岸崩壊(美浜町新庄)等 15箇所 |
| | 港湾災害 | 1,004 | 敦賀港海岸 土砂堆積(敦賀市赤崎、敦賀市縄間) |
| 合計 | | 4,785,494 | |

※1箇所の工事費が120万円未満の小規模な工事は県単災害復旧で対応

災害応急対策事業(県単)

(土木部道路保全課、河川課、砂防防災課、港湾空港課)

1,223,766

道路の清掃、河川の堆積土砂除去など応急対策や、公共施設等の小規模な補修などを行います。

道路 245箇所
河川 53箇所
砂防等 19箇所
海岸 6箇所
港湾 11箇所

有料道路復旧貸付事業(県単)

(土木部道路建設課)

348,000

有料道路であるレインボーラインを管理する道路公社に貸付を行い、早期復旧を図ります。

対象箇所 法面崩壊等 5箇所

② 農林水産部

災害復旧事業

1,223,690

農地や林道など被災した施設の復旧工事を行います。

| | | 所要額 | 主な箇所 |
|--------|-----------------|-----------|--|
| 公 共 | 耕地災害 | 461,300 | 農地土砂流入（若狭町下野木） 農道法面崩壊（美浜町丹生） 揚水機場機器損傷（小浜市太良庄）等 224箇所 |
| | 治山施設災害 | 28,680 | 山腹崩壊（美浜町早瀬） |
| | 林道施設災害 | 577,000 | 路肩崩壊（敦賀市金山、若狭町海土坂） 法面崩壊（小浜市小屋、小浜市志積）等 200箇所 |
| | 漁港災害 | 52,390 | 岸壁損壊（小浜漁港） |
| | 農村生活環境 施設災害 | 5,304 | 集落排水処理施設設備破損（小浜市宮川、若狭町瓜生） |
| | 農業共同利用 施設災害 | 73,538 | 獣害防護柵倒壊（小浜市田烏、美浜町太田、若狭町大 鳥羽）等 84箇所 |
| | 水産業共同 利用施設災害 | 6,978 | 養殖施設損壊（美浜町新庄） |
| 県 単 | 林道災害 | 18,500 | 崩土堆積（小浜市田烏、美浜町新庄） 法面崩壊（小浜市熊野、若狭町日笠）等 123箇所 |
| 合 計 | | 1,223,690 | |

※耕地災害、林道施設災害、農業共同利用施設災害、水産業共同利用施設災害については、激甚災害指定時の通常より高い補助率を適用

③ その他

海岸漂着物の処理（土木部砂防防災課、港湾空港課、農林水産部水産課、農村振興課、安全環境部循環社会推進課）

627,223

大量に発生した流木等の海岸漂着物を早急に回収・処理します。

主な箇所 勢浜海岸、高浜海岸等 34箇所（約30,000㎡）

財 源 国庫、海岸漂着物対策基金等

(2)新たな災害の発生を防止する対策

32億円

① 土木部

災害関連事業

2,440,000

堤防決壊、土石流、がけ崩れなどの災害箇所において、河川改良や砂防堰堤の設置など機能強化のための対策工事を行います。

| | | 所要額 | 主な箇所 |
|--------|----|-----------|--|
| 公 共 | 河川 | 800,000 | 野木川堤防決壊(小浜市太良庄～若狭町下野木) |
| | 砂防 | 1,640,000 | 土石流(敦賀市縄間、小浜市忠野、小浜市加茂、美浜町丹生、若狭町海士坂) がけ崩れ(若狭町佐古、若狭町遊子) |
| 合 計 | | 2,440,000 | |

② 農林水産部

災害関連事業

795,100

山腹崩壊などの災害箇所において、土留設置や崩土除去など更なる山腹崩壊を防止するための対策工事を行います。

| | | 所要額 | 主な箇所 |
|--------|--------------|---------|--------------------------|
| 公 共 | 災害関連 緊急治山 | 761,600 | 山腹崩壊(小浜市忠野、美浜町丹生、若狭町海士坂) |
| 県 単 | 治山 | 33,500 | 山腹崩壊(小浜市忠野、若狭町能登野)等7箇所 |
| 合 計 | | 795,100 | |

③ その他

⑧ 三方五湖環境影響調査事業

(土木部河川課、安全環境部自然環境課)

4,700

今後の三方五湖の治水対策とあわせ、この地域の自然環境や年縞を保全するための調査を実施します。

事業内容 影響検証委員会の開催
自然環境や年縞への影響調査および分析

(3) 産業や生活の再建のための支援

3億円

| | | |
|--|---------------------------|-------------------------|
| ⑨ 若狭常神エリア誘客支援事業 | (観光営業部観光振興課) | 4,500 |
| 県道が不通となり観光への影響が生じている常神半島地域への誘客活動を支援します。 | | |
| 事業内容 | 誘客事業に対する補助 | |
| | 関西・中京地域での広報宣伝 | |
| | 特産品をPRする誘客イベントやモニターツアーの実施 | |
| | 宿泊客に対するレインボーライン無料通行券の配布 | |
| 実施主体 | (一社) 若狭三方五湖観光協会 | |
| 補助率 | 1/2 | |
| 中小企業支援緊急資金無利子貸付事業 | (産業労働部商業振興・金融課) | 貸付 200,000 |
| 被災した中小企業者に対し、利子については5年間、保証料は全期間、全額補給する融資制度を設け、経営再建に必要な設備資金および運転資金を融資します。 | | |
| 貸付限度額 | 1億円(知事特認の場合2億円) | 保証料補給金 43,520 |
| 貸付期間 | 10年以内(据置期間2年以内) | 利子補給金 <債務負担行為> <40,081> |
| 貸付枠 | 10億円 | 損失補償 <債務負担行為> <90,000> |
| 補助率 | 県2/3(市町1/3) | |
| 小規模事業者向け資金緊急無利子化事業 | (産業労働部商業振興・金融課) | — |
| 被災した小規模事業者に対し、利便性の高い小規模事業者経営改善資金(マル経資金)の利子を全額補給します。 | | |
| 補給期間 | 5年間 | <債務負担行為> <17,805> |
| 補助率 | 県2/3(市町1/3) | |
| 農業緊急資金無利子貸付事業 | (農林水産部水田農業経営課) | 52 |
| 被災した農業者に対し、肥料、農薬等の購入や農業機械の購入、修繕などを行うための融資制度を設け、利子を全額補給します。 | | |
| 貸付限度額 | 個人200万円、生産組織500万円 | <債務負担行為> <2,324> |
| 貸付期間 | 5年以内(据置期間1年以内) | |
| 貸付枠 | 1億円 | |
| 貸付利率 | 無利子(基準金利1.95%) | |
| 利子補給率 | 県0.70%、市町0.70%、農業団体0.55% | |
| 水産業緊急資金無利子貸付事業 | (農林水産部水産課) | 86 |
| 被災をした漁業生産組合や養殖業者に対し、生産用施設の復旧や種苗の購入などを行うための融資制度を設け、利子を全額補給します。 | | |
| 貸付限度額 | 施設復旧1,000万円、原材料等購入200万円 | <債務負担行為> <1,204> |
| 貸付期間 | 5年以内(据置期間1年以内) | |
| 貸付枠 | 3,000万円 | |
| 貸付利率 | 無利子(基準金利2.45%) | |
| 利子補給率 | 県1.225%、市町1.225% | |

被災者住宅再建補助金

(土木部建築住宅課)

5,000

台風18号に係る災害への義援金を活用し、被災した世帯に対し住宅の補修に要する経費を支援します。

実施主体 市町

補助対象経費 被災した住宅の補修費

補助率 県2/3(市町1/3)

補助限度額 住宅が半壊の場合 20万円

住宅が一部破損・床上浸水の場合 10万円

財源 寄附金

被災者生活再建支援金

(安全環境部危機対策・防災課、土木部建築住宅課)

被災世帯に対し住宅の改築、補修等に要する経費を支援します。

支給対象経費 解体撤去費、建設・購入費、補修費、家財道具購入費など

支給限度額 住宅が全壊の場合 300万円

支給方法 被災者生活再建支援法人(各都道府県が拠出)が被災世帯に直接支給

<参 考>**災害ボランティア活動支援事業**

(総務部男女参画・県民活動課)

被災市町で活動した災害ボランティアの保険や移動に要した経費を支援します。

既決予算で対応

3,000

災害弔慰金負担金

(健康福祉部地域福祉課)

災害により亡くなられた方の遺族に対し、災害弔慰金を支給します。

支給額 250万円

負担割合 国1/2、県1/4、町1/4

既決予算で対応

1,875

災害見舞金

(健康福祉部地域福祉課)

被災者に対し災害見舞金を支給します。

支給額 住宅が全壊の場合 5万円

住宅が半壊の場合 2万円

既決予算で対応

270

県税の減免、猶予等

(総務部税務課)

被災者を対象に個人事業税や自動車税などの減免、納税の猶予、納付期限の延長を行います。

—

手数料の減免

被災者を対象に納税証明書の交付などにかかる各種手数料を減免します。

—